

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
西部圏域移住定住推進事業	地方創生推進課	2 総務費	1 総務管理費	9 企画費		20,173	20,173				20,173	
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 鳥取県西部地域振興協議会において、鳥取県西部圏域移住定住推進加速化連携事業を実施するもの。鳥取県西部圏域で実際に暮らしてみる「移住モニター」を募集して移住体験をしてもらい、生活の様子や新たに発見した地域の魅力などを映像コンテンツとして蓄積し、本事業において新たに立ち上げる移住定住ポータルサイト等によって全国に発信する。また移住モニター募集PRイベント等の開催によりメディアへの露出を高め、圏域の認知度向上を図る。			補正の理由 鳥取県西部地域振興協議会において鳥取県西部圏域移住定住推進加速化連携事業を実施することに伴う負担金支出に係る予算を補正するもの。			財源 繰入金				金額	区分	金額
(2)事業の必要性 移住定住については現在、県・各市町村がそれぞれ取り組みを進めているが、これらに加えて、西部の市町村が連携して圏域の魅力や多様性を圏域外(特に都市部)に向けて積極的に情報発信し、移住定住の促進を図る必要がある。			内容 事業運営負担金 20,173千円			がいなよなご応援基金繰入金				20,173	19 負担金補助及び交付金	20,173
根拠法令												

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
情報連携総合運用テスト事業	情報政策課	2 総務費	1 総務管理費	9 企画費		7,128	7,128	5,544				1,584
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 マイナンバー制度による情報連携システムの総合運用テストを実施するもの。			補正の理由 補助金の額が決定したため、予算を補正し対応するもの。			財源 国				金額	区分	金額
(2)事業の必要性 マイナンバー制度に対応するために必要である。			内容 専用ネットワークで行政機関等をつなぎ、マイナンバー情報をやりとりする情報連携システム(平成29年7月稼働予定)の総合運用テストを実施する。 ・総務省分 2,916千円 ・厚生労働省分 4,212千円			社会保障・税番号制度システム整備費補助金				5,544	13 委託料	7,128
根拠法令												

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳					
								特定財源				一般財源	
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
個人番号カード関連事業	市民課	2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	13,833	35,165	48,998	35,165					
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳					節		
(1)事業の概要 個人番号制度の開始に伴い、希望者にICチップ入り、写真付きの個人番号カードを交付する。			補正の理由 個人番号カードの発行申請受付及び製造等は、地方公共団体情報システム機構に一括して委任し、その経費を負担金として支払っている。個人番号カードの申請が当初の試算より増加し、負担金が増額となったため、予算を補正し対応するもの。			財源					金額	区分	金額
(2)事業の必要性 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定に基づき、個人番号カードを交付する必要がある。			内容 通知カード・個人番号カード関連事務費負担金 35,165千円			国	個人番号カード交付事業費補助金	35,165	19	負担金補助及び交付金	35,165		
根拠法令	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)												

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳					
								特定財源				一般財源	
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
強度行動障がい者入居等支援事業	障がい者支援課	3 民生費	1 社会福祉費	3 障がい者福祉費	2,943	2,128	5,071		1,064			1,064	
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳					節		
(1)事業の概要 障がい者支援施設において、新たに重度の強度行動障がい者の受け入れを行う場合に、最大3年間補助金を交付し支援の充実強化を図る。			補正の理由 強度行動障がい者の施設受入人数が当初の見込みを上回るため、予算を計上し対応するもの。			財源					金額	区分	金額
(2)事業の必要性 重度の強度行動障がい者には個室での24時間、1対1での対応が必要となるため、障害者総合支援法に基づく報酬単価に加えて、補助金の交付による支援が必要である。			内容 補助基準額 245,197円×8ヶ月+21日 合計 2,127,677円 補助基準額は、介護職員人件費と障害者総合支援法に基づく報酬単価との差額			県	強度行動障がい者入居等支援事業補助金	1,064	19	負担金補助及び交付金	2,128		
根拠法令	鳥取県強度行動障がい者入居等支援事業補助金交付要綱												

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
介護ロボット等導入支援事業	長寿社会課	3 民生費	1 社会福祉費	6 老人福祉費		8,798	8,798	8,798				
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳						
(1)事業の概要 介護保険事業所における介護従事者の精神的・身体的負担の軽減を図るため、介護ロボット導入に必要な経費の一部を補助する。			補正の理由 国の補助金を活用し、介護ロボットを導入することにより、早期に介護従事者の精神的・身体的負担の軽減を図るとともに、要介護者の安全性を確保するため、予算を計上するもの。			財源						
						財源名		金額	区分	金額		
(2)事業の必要性 介護従事者の負担軽減を図ることで離職防止に資するとともに、要介護者の転倒事故等を防ぎ、日常生活の安全性を確保する必要がある。			内容 927千円×3事業所=2,781千円 926千円×1事業所= 926千円 922千円×1事業所= 922千円 913千円×1事業所= 913千円 899千円×2事業所=1,798千円 810千円×1事業所= 810千円 648千円×1事業所= 648千円 合計 10事業所 8,798千円			国	地域介護・福祉空間整備推進交付金(介護ロボット)	8,798	19 負担金補助及び交付金	8,798		
						根拠法令						

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
助産施設入所実施事業	福祉政策課	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	1,680	1,680	3,360	840	420			420
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳						
(1)事業の概要 経済的事情により、病院での出産医療を受けることができず、また、自宅での出産が困難な妊婦を助産施設に入所させ、安心して出産できる環境を提供する。			補正の理由 今年度当初の見込みに対し、生活保護受給中の妊婦数が多く、今後助産施設利用者の増加が見込まれるため、予算を補正し対応するもの。			財源						
						財源名		金額	区分	金額		
(2)事業の必要性 経済的事情により、助産を受けられない妊産婦に対し、助産施設に入所させ助産を受けることにより、妊産婦及び乳児の心身の健康を確保することが可能となることから、児童福祉の向上のために必要である。			内容 当初予算 4件 1,680千円(420千円×4件) 申請件数 4件 今後見込 4件 1,680千円(420千円×4件)			国	助産施設費負担金	840	13 委託料	1,680		
						県	助産施設費負担金	420				
根拠法令					児童福祉法							

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
保育所等整備事業費補助事業	こども未来課	3 民生費	2 児童福祉費	3 子ども・子育て支援費	221,825	1,930	223,755		1,716			214
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳						
(1)事業の概要 国・県補助の対象となる民間認可保育園、認定こども園の施設整備事業に対して、施設整備補助金を交付する。			補正の理由 社会福祉法人米子福祉会の加茂保育園改築に対する補助金額について、県の安心子ども基金交付要綱の改正により補助基準に変更があったため、予算を補正し対応するもの。			補正額の特定財源の内訳						
(2)事業の必要性 民間認可保育園等は、市が実施義務を負っている保育の実施を受託していることから、民間事業者が設置する児童福祉施設の新設、改修、増設等に補助することにより児童福祉施設の整備を促進し、保育環境の充実に寄与する必要がある。 また、待機児童解消対策のため、子ども・子育て支援事業計画に沿って教育・保育体制の確保を行うための施設整備について、補助を行う必要がある。			内容 加茂保育園改築事業 320,000千円 補助額(改正前) 215,409千円 補助額(改正後) 217,339千円 費用負担 県 2/3、市 1/12、事業者 1/4			補正額の特定財源の内訳						
根拠法令												
						財源 財源名 金額 区分 金額 県 安心子育て支援サービス体制緊急整備事業費補助金 1,716 19 負担金補助及び交付金 1,930						

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
小規模保育施設整備事業	こども未来課	3 民生費	2 児童福祉費	3 子ども・子育て支援費	46,122	17,638	63,760	534	14,966			2,138
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳						
(1)事業の概要 小規模保育事業を実施するための施設整備事業者に対して、施設整備補助金を交付する。			補正の理由 年度中途の低年齢児の受入枠が不足している状況を踏まえ、当該受入施設の整備を早期開始するため、予算を計上するもの。 また、小規模保育事業所に防音壁を設置し、地域に配慮した保育環境を早期に整備するため、予算計上するもの。			補正額の特定財源の内訳						
(2)事業の必要性 市が実施義務を負っている保育の実施について、市は保育所において保育する他、認定こども園又は小規模保育事業等により必要な保育を確保する措置を講じなければならないとされている。そのため、小規模保育の施設整備を補助することにより、保育環境の充実に必要な事業である。			内容 ・(株)エルフィスが設置する小規模保育施設整備事業 補助額 16,837千円 (費用負担 県 2/3、市 1/12、事業者 1/4) ・(社福)尚徳福祉会が運営する小規模保育施設整備事業 補助額 801千円 (費用負担 国 1/2、市 1/4、事業者 1/4)			補正額の特定財源の内訳						
根拠法令			安心こども基金管理運営要領及び保育所等整備交付金交付要綱									
						財源 財源名 金額 区分 金額 国 保育所等整備交付金 534 19 負担金補助及び交付金 17,638 県 安心子育て支援サービス体制緊急整備事業費補助金 14,966						

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
保育所等ICT化推進事業	こども未来課	3 民生費	2 児童福祉費	3 子ども・子育て支援費		12,193	12,193	9,144				3,049
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳						
<p>(1)事業の概要 国の補助対象となる保育所等におけるICT化推進のための保育システムの導入、及びビデオカメラ設置に必要な経費の一部を補助する。</p> <p>(2)事業の必要性 保育士の業務負担軽減を図るため、ICT化推進のための保育システム(指導計画、シフト表作成等)の導入に必要な経費の一部を補助することにより、保育士の書類作成効率化による勤務環境改善を図る必要がある。 また、保育所等のビデオカメラ設置に必要な経費の一部を補助することにより、保育所等における事故防止や事故後の検証体制強化を図り、安全な環境を整える必要がある。</p>			<p>補正の理由 国の補助金を活用し、早期に保育士の書類作成効率化による勤務環境改善を図るとともに、ビデオカメラを設置し、事故防止や事故後の検証体制の強化により安全な保育環境を整えるため、予算を計上するもの。</p> <p>内容 ・事故予防等のためのビデオカメラ設置に対する補助金交付 私立8園分 800千円(補助上限額100千円) 公立14園分 1,400千円(備品購入費100千円) ・保育業務支援システム導入に対する補助金交付 私立10園分 9,993千円(補助上限額1,000千円)</p> <p>補助対象額12,193千円(費用負担 国 3/4、市 1/4)</p>			財源	財源名	金額	区分	金額		
						国	保育対策総合支援事業費補助金	9,144	18 備品購入費 19 負担金補助及び交付金	1,400 10,793		
根拠法令												

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
家庭児童相談室運営事業	健康対策課	3 民生費	2 児童福祉費	5 家庭児童相談室運営費	10,098	2,034	12,132	678	678			678
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳						
<p>(1)事業の概要 児童福祉法に基づき、児童虐待の恐れやリスクを抱える家庭に対し、養育環境の維持や改善を図るため、相談や訪問等の支援を行う。また、訪問事業の一部を「児童家庭支援センター米子みその」に委託する。</p> <p>(2)事業の必要性 平成20年の児童福祉法改正により、相談対象に特定妊婦が追加されて以降、対応する妊婦ケースが年々増加している。そのため、周産期からの虐待を未然防止するため、乳幼児家庭で短期集中的に養育支援が必要な家庭に対して、支援の強化を図ることが必要である。</p>			<p>補正の理由 現在家庭児童相談室で実施している米子市養育支援訪問事業について、訪問件数が増加傾向にあり、実績見込みが当初計画より大幅に増加することが予想されるため、予算を計上し対応するもの。</p> <p>内容 児童虐待の恐れやリスクを抱える家庭への支援委託料(委託件数) H27年度実績 115件 H28年度当初計画 232件 実績見込件数 571件(増加見込:339件) 養育支援訪問業務委託料 @6,000円×339件=2,034千円</p>			財源	財源名	金額	区分	金額		
						国 県	子育て支援交付金 子ども・子育て支援交付金	678 678	13 委託料	2,034		
根拠法令			児童福祉法 第21条の9、第21条の10の2									

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
予防接種事業	健康対策課	4 衛生費	1 保健衛生費	3 予防費	324,505	21,561	346,066					21,561
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳						
(1)事業の概要 予防接種法で定期接種が規定されている各種予防接種を乳幼児等を実施する。			補正の理由 予防接種法の改正に伴い、B型肝炎が平成28年10月1日から定期の予防接種(法定接種)に追加されることが決定したため、予算を計上するもの。			財源		財源名		金額	区分	金額
									11 需用費	62	12 役務費	135
(2)事業の必要性 感染する恐れのある疾病の発生及びまん延を防止するために、乳幼児等への予防接種の実施が必要である。			内容 ・対象者:生後1年に至るまでの間にある者 ・接種回数:3回(生後2か月後) ・本市対象者数:約1,210人 ・接種見込回数(延べ数)2,730回 主な費用 委託料 予防接種委託料 @7,810円×2,730回=21,322千円									
根拠法令 予防接種法第3条												

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
園芸産地活力増進事業	農林課	6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	20,068	2,869	22,937		2,869			
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳						
(1)事業の概要 【経営多角化タイプ(多角化支援)】 鳥取県農業の強みの一つである野菜や花き等の園芸作物の振興を図り、他産地との競争力を向上させるため、水稲作付規模が概ね20haを超える大規模稲作農家(農業法人等)が行う水稲から園芸品目(ネギや葉物等)への転換を支援する。			補正の理由 白ねぎの生産体制を整えるには、12月頃から夏ねぎの育苗を行う必要があり、早急に育苗ハウスの導入が必要であるため、予算を補正し対応するもの。			財源		財源名		金額	区分	金額
						県		園芸産地活力増進事業費補助金		2,869	19 負担金補助及び交付金	2,869
(2)事業の必要性 農業振興の観点から新たに園芸品目を導入・拡大する取組を行う大規模稲作農家に対し支援を行い経営の安定を図る必要がある。			内容 ・白ねぎ育苗ハウスの導入に要する経費 補助率 2/3 (間接補助率10/10) ・白ねぎ育苗ハウス 間口6m × 奥行45m × 3棟 事業費 4,303千円(3棟分) 補助金 4,303千円×2/3=2,869千円									
根拠法令 園芸産地活力増進事業費補助金交付要綱												

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
大沢川管渠補修事業	農林課	6 農林水産業費	1 農業費	4 農地費		10,000	10,000		7,500			2,500
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳						
(1)事業の概要 大沢川暗渠排水管のつなぎ目の目地材を補修するための事業計画を策定する。 (2)事業の必要性 暗渠排水管の目地材を補修することにより、管背面の土砂の流出を止め地表面部の陥没を防止し、住民の安全性に対する不安の解消及び2次災害を防止する。			補正の理由 平成27年度に実施した調査において、暗渠排水管の目地材の補修が必要な箇所が見られた。早急に対応する必要があるため、事業実施に向けた委託費を計上するもの。 内容 事業計画作成 事業費10,000千円 費用負担:国1/2、県1/4、市1/4			財源	財源名	金額	区分	金額		
						県	土地改良事業費補助金	7,500	13 委託料	10,000		
根拠法令												

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
田んぼの汎用化による園芸産地拡大支援モデル事業	農林課	6 農林水産業費	1 農業費	4 農地費		699	699		436			263
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳						
(1)事業の概要 排水の機能低下を起こしている水田に対して、状況に応じた簡易的な整備手法を用いた排水不良対策をモデル的に実施する。 (2)事業の必要性 稲作農家の所得向上を図るには、収益性の高い園芸作物と稲作を組み合わせた多面的な農地活用を推進する必要があるが、これに必要となる排水性の良い農地を確保するためにモデル的に基盤の整備事業を実施する必要がある。			補正の理由 稲の収穫後、10月からの園芸作物の作付に間に合うように予算を計上し、対応するもの。 内容 田んぼの汎用化による園芸産地拡大支援モデル事業 全体事業費:873千円 県補助金:873千円×5/10=436千円(補助率50%) 市補助金:873千円×3/10=263千円(補助率30%)			財源	財源名	金額	区分	金額		
						県	田んぼの汎用化による園芸産地拡大支援モデル事業費補助金	436	19 負担金補助及び交付金	699		
根拠法令			田んぼの汎用化による園芸産地拡大支援モデル事業費補助金交付要綱									

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
非常備消防費	防災安全課	9 消防費	1 消防費	1 非常備消防費	68,738	2,346	71,084				250	2,096
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 各都道府県代表の消防団が一堂に会する全国消防操法大会に、鳥取県代表として米子市消防団福生東分団が 出場するため、必要な諸経費を支出する。			補正の理由 米子市消防団福生東分団が、鳥取県代表として全国消防操法大会に出場するに当たり、旅費や必要な装備品の準備等の経費が必要となるため。			財源 諸収入		消防協会助成金	金額	250	区分	金額
(2)事業の必要性 消火活動の基本となる消防ポンプ操法を競う全国消防操法大会に出場し、更なる技術向上及び士気の高揚を図るとともに、住民の安全を守る地域消防のリーダーとして、全国レベルの高度な技術・姿勢を体得する必要がある。			内容 旅費 選手・スタッフ等 1,023千円 需用費 装備品・被服費等 670千円 使用料及び賃借料 自動車借料等 653千円								9 旅費 1,023 11 需用費 670 14 使用料及び賃借料 653	
根拠法令			消防組織法第18条									

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
								特定財源				
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
美術館管理運営費	文化課	10 教育費	5 社会教育費	7 美術館費	60,352	912	61,264				182	730
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳				節		
(1)事業の概要 【収蔵庫修繕】不具合の生じている第2収蔵庫エアコンの冷媒ガス漏れ調査及び修繕を行う。 【美術作品受贈】鳥取県西部出身の著名な作家である辻晋堂の陶彫作品5点を受贈し、米子市美術館に収蔵、展示する。			補正の理由 【収蔵庫修繕】現在仮処置として保守点検業者がエアコン調整を行っているが、このまま放置すれば再び不具合を生じることが想定される。収蔵品の適切な保管場所を確保するためには、早急な修繕が必要であるため、予算を補正するもの。 【美術作品受贈】「早急に辻作品を整理する必要性が生じ、郷里の鳥取県西部にある米子市美術館へ寄贈したい」という親族の意向により受贈するものであるため、予算を補正するもの。			財源 繰入金		美術品取得基金繰入金	金額	182	区分	金額
(2)事業の必要性 【収蔵庫修繕】美術館の収蔵美術品を適切に保管管理するためには、収蔵庫エアコンを修繕し、収蔵庫内の温湿度を適正に保つ必要がある。 【美術作品受贈】辻晋堂は国内外で活躍した郷土を代表する作家であり、美術館では現在既に辻作品を収蔵し複数回展示・公開している。新たに寄贈を受けることにより美術館収蔵の辻晋堂作品群のさらなる充実を図る必要がある。			内容 【収蔵庫修繕】 冷媒ガス漏れ調査委託料 292千円 冷媒ガス漏れ修繕料 438千円 【美術作品受贈】 作品の運搬委託料(京都市→米子市)182千円								11 需用費 438 13 委託料 474	
根拠法令			博物館法、米子市美術館条例、米子市美術館条例施行規則、フロン排出抑制法									

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
市内遺跡発掘調査事業	文化課	10 教育費	5 社会教育費	10 文化財保護費	5,000	1,000	6,000	500	250			250
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳						
(1)事業の概要 市内で計画されている開発事業に先立って遺跡の有無、範囲、性格などを把握するために試掘調査を実施する。			補正の理由 当初の事業実施予定箇所に加え、新たに宅地造成、農地造成などに伴う試掘調査の必要性が生じたため、予算を補正し対応するもの。			補正額の特定財源の内訳						
						財源	財源名	金額	区分	金額		
(2)事業の必要性 埋蔵文化財を保護し開発事業との円滑な調整を図るために、事前の試掘調査を実施し、遺跡の有無、範囲、性格を把握する必要がある。			内容 当初の調査予定箇所5箇所に加え、民間の宅地造成、土地造成、残土処分場設置及び個人の住宅建築、農地造成等に伴う新たに5箇所の試掘調査を実施する。 試掘作業及び報告書作成に係る経費 1,000千円			国庫	遺跡発掘調査費補助金	500	4 共済費	3		
						県	遺跡発掘調査費補助金	250	7 賃金	963		
									11 需用費	34		
根拠法令			文化財保護法、米子市文化財保護条例									

(単位:千円)

事業名	所管課	款名称	項名称	目名称	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				
								特定財源				一般財源
								国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
加茂体育館整備事業	体育課	10 教育費	6 保健体育費	3 体育施設費	65,963	19,500	85,463			19,500		
事業の概要と必要性			補正の理由			補正額の特定財源の内訳						
(1)事業の概要 加茂体育館の耐震性能を確保するため、必要な耐震改修工事を実施する。			補正の理由 加茂体育館の耐震改修と合わせて、アスベスト対策として、一部の天井の改修を行うこととしていたが、新たな天井材の剥離が懸念され、体育館の天井全面を改修する必要性が生じたため、予算を補正し対応するもの。			補正額の特定財源の内訳						
						財源	財源名	金額	区分	金額		
(2)事業の必要性 地区体育館の安全性を確保し、市民のスポーツ活動の場を提供するとともに、災害時の避難所とするため、耐震改修を行う必要がある。			内容 加茂体育館耐震改修工事(アスベスト全面撤去を含む) 一式 補正額 19,500千円			地方債	体育施設整備事業	19,500	15 工事請負費	19,500		
根拠法令			スポーツ基本法、建築物の耐震改修の促進に関する法律									